

金融税務対策について（改訂継続）

1 小口資金融資制度について

小口資金融資制度は、利用率の高い身近な融資制度として、中小企業の経営の安定と振興発展に大きな役割を果たしてきたが、厳しい経営状態が続く中小企業の現状に鑑み、次の事項について改善を図っていただきたい。

- ① 限度額を2,000万円（現行1,250万円）に引き上げられたい。
- ② 融資期間を設備資金10年（現行8年）に、運転資金7年（現行6年）に延長されたい。
- ③ 群馬県信用保証協会の保証料を、全額桐生市が負担していただきたい。
（現在、前橋市と高崎市では保証協会の保証料は全額を市で補助しており、これにより小口資金の利用が大幅に増加している。中小企業に対する資金の援助となるだけでなく、周知を行うことで新たな企業の誘致にもつながる施策と考える。）

2 事業承継の課題について

厳しい経営状況が続く中小企業にとって、事業承継に係る問題は極めて深刻な状況にある。後継者のいる企業も、後継者のいない企業も、等しく課題を抱えていると思われる。

昨年度に実施された商工会議所および桐生信用金庫による調査結果から見ても、きわめて喫緊の課題である。

昨年度の提言に対して、桐生市より、『県と連携して事業承継支援を推進するとともに関係機関とのネットワーク強化を図り、支援策のあり方を研究・検討していきたい』との回答をいただいたが、中小企業にとっては具体的な支援策の実施を望んでいる現状から、桐生市独自の制度融資の導入等実行可能な支援策を研究・検討していただきたい。

桐生市からの回答

1について

小口資金は、中小企業にとって利用しやすい制度融資であり、中小企業の経営安定に寄与する融資として定着しておりますが、県との協調制度であり、制度設計にあたっては、県の意向が最優先されます。

御要望いただいた事項の内、①限度額引き上げと②融資期間延長については、本市も同様の考え方であり、これまでも県に要望してまいりましたが実現には至っておりません。

市内中小企業が、引き続き厳しい経営環境に置かれている中、利用の多い小口資金の利便性向上を図り、資金繰りの円滑化などを推進することは必要なことと考えておりますので、今後も引き続き県に要望を行ってまいりたいと考えております。

- ③保証料全額補助につきましては、小口資金の保証料は、県と市で保証料率の80%（0.

8%を上限)を補助するのが基本設計となっております。残りの企業負担分を市が補助することは可能ですが、これを行うことにより、保証料補助額の大幅な増加はもちろんのこと、企業にとっては負担が減ることで小口資金の利用がしやすくなる反面、代位弁済リスクの高い融資案件を誘発し、損失補てん額の増加も想定されるなどの課題がありますので、十分に検討する必要があると考えております。

本市は、市独自の制度融資の内、小口資金と同様に運転・設備資金として活用できる「経営安定資金」・「設備資金」において、すでに「保証料全額補助」を行っており、県内他市と比較しても優位性の高い制度融資を提供しております。

今後も、この市独自の優遇制度を積極的にPRし、利用促進を図る中で、中小企業者の資金繰りの円滑化、経営安定化などを推進してまいりたいと考えております。

〔回答担当〕産業経済部産業政策課商業・金融係（内線番号 563）

2について

本市の高齢化率は、県内12市の中で最も高く、経営者の高齢化率も進んでおり、市内企業を対象に、貴所及び桐生信用金庫と共同に実施した「事業承継アンケート」の結果からも、事業承継は喫緊の課題であると認識しております。

国では、人口の減少、高齢化や事業所の減少による地域経済の様々な課題から税制優遇措置などの事業承継対策事業を実施しており、県においても、本市を含む県内120の支援機関と事業承継に係るネットワークを構築し、「群馬県事業承継ネットワーク事業」を推進しており、専門家派遣を実施するなどし、県内事業者の円滑な事業承継推進に取り組んでいるところです。

本市といたしましても、県と連携しながら事業承継支援を推進するとともに、中小企業基盤整備機構及び中小企業大学校と連携し、貴所及び桐生信用金庫との共催事業として、事業承継サテライトゼミを開催するなどし、事業承継の推進を図ってまいりました。

引き続き、関係機関とのネットワークの強化を図りながら、円滑な事業承継に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔回答担当〕産業経済部産業政策課産業政策係